

特定医療費支給認定実施要綱 一部改正 新旧対照表

変更点は下線部

新	旧
<p>別紙</p> <p>特定医療費支給認定実施要綱</p> <p>平成26年12月3日健発1203第1号 最終一部改正 令和4年9月27日健発0927第2号</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項に基づく特定医療費の支給認定（以下「支給認定」という。）の事務手続及び運営等については、法令の定めるところによるほか、本要綱を踏まえ、もって支給認定の適正な実施を図りたい。</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 支給認定の要件等</p> <p>1 所得区分</p> <p>特定医療費の支給認定については、法第5条第2項の規定により、自己負担について受給者の家計の負担能力や受診者の治療状況に応じた区分（以下「所得区分」という。）を設けて認定することとし、所得区分ごとに負担上限月額（令第1条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）を設けることとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) (1)の所得区分のうち「④一般所得Ⅰ」、「⑤一般所得Ⅱ」、「⑥上位所得」については、受診者が高額難病治療継続者（同一の月に受けた特定医療（支給認定を受けた月以後のものに限る。）及び同一の月の受けた小児慢性特定疾病（児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定をいう。）に係る小児慢性特定疾病医療支援（同法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいい、当該特定医療に係る支給認定を受けた日の属する月以前のものに限る。）に要した医療費総額が5万円を超えた月数が高額難病治療継続者の申請を行った月以</p>	<p>別紙</p> <p>特定医療費支給認定実施要綱</p> <p>平成26年12月3日健発1203第1号 最終一部改正 令和4年5月20日健発0520第5号</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項に基づく特定医療費の支給認定（以下「支給認定」という。）の事務手続及び運営等については、法令の定めるところによるほか、本要綱を踏まえ、もって支給認定の適正な実施を図りたい。</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 支給認定の要件等</p> <p>1 所得区分</p> <p>特定医療費の支給認定については、法第5条第2項の規定により、自己負担について受給者の家計の負担能力や受診者の治療状況に応じた区分（以下「所得区分」という。）を設けて認定することとし、所得区分ごとに負担上限月額（令第1条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）を設けることとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) (1)の所得区分のうち「④一般所得Ⅰ」、「⑤一般所得Ⅱ」、「⑥上位所得」については、受診者が高額難病治療継続者（同一の月に受けた特定医療（支給認定を受けた月以後のものに限る。）の医療費総額が5万円を超えた月数が高額難病治療継続者の申請を行った月以前の12月以内に既に6月以上ある者をいう。以下同じ。）に該当する場合には、次のとおり別途所得区分を設け、それぞれの負担上限月額を設ける。</p> <p>④' 一般所得（高額継続）Ⅰ 負担上限月額 5,000円</p> <p>⑤' 一般所得（高額継続）Ⅱ 負担上限月額10,000円</p>

前の 12 月以内に既に 6 月以上ある者をいう。以下同じ。) に該当する場合には、次のとおり別途所得区分を設け、それぞれの負担上限月額を設ける。

④' 一般所得 (高額継続) I 負担上限月額 5, 000 円

⑤' 一般所得 (高額継続) II 負担上限月額 10, 000 円

⑥' 上位所得 (高額継続) 負担上限月額 20, 000 円

(3) 及び (4) (略)

2 及び 3 (略)

第 4 ~ 第 8 (略)

⑥' 上位所得 (高額継続)

負担上限月額 20, 000 円

(3) 及び (4) (略)

2 及び 3 (略)

第 4 ~ 第 8 (略)